

令和5年8月28日
京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課
(担当：太田、谷口 213-5861)

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う
経過措置のための支給額算定ツール開発に関する受託事業者の公募について
(プロポーザル説明書)

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための
支給額算定ツール開発に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画
競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的

京都市においては、令和6年1月1日に施行する個人市民税所得割の納税義務のない方に対
する均等割減免制度（以下「均等割減免制度」という。）の廃止に伴い影響が生じる福祉施策に
おける給付や利用者負担金について、経過措置を実施する予定である。

この度、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における経過措置実施のため、対象者の管理
及び各対象者の支給額計算を行うためシステムの開発を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 件名

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のた
めの支給額算定ツール開発

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 委託内容

別紙1「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過
措置のための支給額算定ツール開発に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)
のとおり

3 契約上限額

金15,062,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※開発費用及び端末等機器費用のみ（保守費用は除く。）

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、（3）の条件を
満たす者とする。ただし、（2）に該当する者が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に
京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）であり、参加申請時において競争入札参加停止期間中でない者
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
 - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
 - エ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと
 - オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出すること。（提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり）

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、本市ホームページ「京都市情報館」上で、次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部（後記ア(イ)及び(カ)）には、機密として取り扱う情報を含むため、別途手交することとする。

ア 交付書類

- (ア) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発に関する受託事業者の公募について（本書）
- (イ) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発に関するプロポーザル仕様書（別紙1）
- (ウ) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発に関するプロポーザル企画提案書作成要領（別紙2）
- (エ) 提案内容評価要領（別紙3）
- (オ) 提案内容評価表（別紙4）
- (カ) 京都市情報セキュリティ対策基準

イ ア(イ)及び(カ)の交付について

- (ア) 交付期間：令和5年8月28日（月）から9月8日（金）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

(イ) 交付方法

「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措

置のための支給額算定ツール開発に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印したものと引き換えに後記「11 問合せ及び提出先」において交付する。事前に本市担当者に連絡のうえ、来庁すること。

(2) 必要書類の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 参加申請者共通

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 会社概要（様式3）

(ウ) プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証明する書類（写しでも可）

イ 「4 プロポーザルの参加資格」の（2）に該当する者

(ア) 納税証明書（国税等及び京都市税）

※申請日前3か月以内発行のもの

(イ) 暴力団排除条例第2条第4号に係る誓約書

ウ 提出期限

令和5年9月8日（金）午後5時（必着）

(3) 企画提案書等の提出

別紙2「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書及び企画提案書記載事項確認書（様式4）

(イ) 見積書（様式5）

(ウ) 経費内訳書（様式6）

イ 提出部数

別紙2「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における市民税均等割減免廃止に伴う経過措置のための支給額算定ツール開発に関するプロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出期限

令和5年9月15日（金）午後5時（必着）

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問提出期限

令和5年9月1日（金）午後5時（必着）

※ 質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

質問は、「11 問い合わせ先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けないものとする。

(4) 回答日及び回答方法

令和5年9月8日（金）までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

令和5年9月20日（水）午前（予定）

（時間等詳細についてはプレゼンテーション対象となる提案者に別途通知する。）

(2) 実施場所

京都市保健福祉局会議室

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

イ プレゼンテーションの実施時間は、40分以内とし、企画提案の説明時間は、30分程

- 度、本市からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- エ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等のみとする。
- オ 審査は事業者名を伏せて行うため、プレゼンテーションにおいて提案者の名称等（提案者を類推できる表現を含む。）は言及しないこと。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「8 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

- ア 審査結果については、書面をもって通知する。（令和5年9月29日（金）に発送予定）
- イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和5年10月6日（金）午後5時までに書面で、京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課まで提出すること。
- ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。
- エ 提出のあったものについては、提出から1週間以内に書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

本市ホームページ「京都市情報館」において、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公開する。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

なお、次年度以降も年度ごとに運用保守等に関する契約を締結する想定をしているが、確約するものではない。

(4) 特約事項

- ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。
- イ 企画提案書等に記載された、システムの運用保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。
- ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

全業務完了後、受託者の請求により、支払を行う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

エ 受託者が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

オ アからイまでの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であること

を知らながら告げなかったときは、この限りでない。

11 問合せ先及び提出先

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 担当：太田、谷口

住 所：〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1
中信御池ビル4F

電 話：075-213-5861

FAX：075-213-5857

メール：hokennenkin@city.kyoto.lg.jp